

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を負担します

問合せ先 健康増進課健康づくり係 ⑨番窓口 ☎2217

市では、高齢者の肺炎球菌に起因する肺炎の発症および重症化を防止することを目的とし、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。

この助成を受けるためには、事前に申請書を健康増進課健康づくり係に提出する必要があります。

対象者

下田市に住所があり、次のすべてに該当する方

- ①接種日に75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で下記のうちいずれかの障害認定を受けた方
 - ・国民年金等における障害年金1・2級
 - ・身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級
 - ・療育手帳A
- ②過去肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方、または再接種で5年以上経過している方
- ③脾臓摘出者・公害認定者でない方 ※脾臓摘出者は健康保険、公害認定者は公害補償制度が適用されます。
- ④任意接種であることを認識し、接種を希望する方



助成対象接種期間

平成24年10月15日～平成25年3月31日

助成額

接種費用のうち3,000円を助成します

接種方法

- ①健康増進課健康づくり係に、印鑑・保険証、また65歳以上75歳未満で障害により助成申請をする方は障害者手帳を持参し、「肺炎球菌ワクチン接種費用に係る費用助成対象者認定書」の交付を受けてください。
- ②医療機関に予防接種の予約を入れ、接種日当日に必要な書類等を持参し、医療機関に提出してください。 ※賀茂地域以外で接種を希望される場合は、申請手続きが異なり、償還払いとなります。

※その他の予防接種を行う場合は、接種間隔に注意してください。インフルエンザ予防接種との間隔は1週間以上開けてください。なお、接種の判断については、かかりつけ医などにご相談してください。 ※接種後、医療機関で「予防接種手帳」に実施記録を記載します。手帳は大切に保管してください。

11月は児童虐待防止推進月間



子どもを虐待から守ろう

子どもたちが健やかに育つためにあつてはならない虐待。しかし、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。児童虐待を防止するためには早期発見が何より大切です！

子どものこんなサインを見逃していませんか？

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい
- ・おどおどしている
- ・落ち着きがなく乱暴になる
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

子どもは虐待を受けていても自分からその事実を周囲に訴えることができません。周りの人が子どものSOSに気づいてあげること、それを相談・連絡（通告）することが必要です。「おかしいな」と感じたらず迷わず福祉事務所まで連絡してください。あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

『気づくのはあなたと地域の心の目』
また、皆さんの地域には、民生委員児童委員という方々がいらっしやいます。子育てに不安や悩みをお持ちの皆さん、ご近所に虐待が疑われる子どもがいる等心配な方、ひとりで悩まずに是非ご相談ください。個人情報が出れることは絶対にありません。

子どもを虐待から守るための「5か条」

- 1「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）してください。
- 2「しつけのつもり」は言い訳です。子どもの立場に立って判断しましょう。
- 3ひとりで抱え込まないで、あなたにできることから実行しましょう。
- 4親の立場より子どもの立場、子どもの命を最優先にしましょう。
- 5虐待は特別なことではありません、あなたの周りでも起こりえます。

問合せ先
福祉事務所社会福祉係
☎2216

11月は計量強調月間です 暮らしを支える正しい計量



問合せ先
産業振興課産業振興係
☎3914

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などに様々な計量器が使われています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で、規制の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

食料品の内容量と量目公差

はかりで量った重さのことを「量目」といいます。計量法では量目について正確な計量に努めるよう義務付け、さらに精米、野菜、肉、魚介類

特定商品の量目公差の一例

商品の内容量＝商品全体の重さ－風袋

量目公差表 1		量目公差表 2	
適用される主な商品		適用される主な商品	
食肉 食肉加工品 豆類 精米 茶・コーヒ 菓子類 食塩・味噌など		魚介類 水産加工品 海藻類 めん類 野菜 漬物 果物 調理食品 (惣菜) など	
表示量	量目公差	表示量	量目公差
5g 以上～ 50g 以下	4%	5g 以上～ 50g 以下	6%
50g 超え～100g 以下	2g	50g 超え～100g 以下	3g
100g 超え～500g 以下	2%	100g 超え～500g 以下	3%
500g 超え～ 1kg 以下	10g	500g 超え～1.5kg 以下	15g
1kg 超え～ 25kg 以下	1%	1.5kg 超え～ 10kg 以下	1%

(注) 量目公差は内容量が表示量より少ない場合だけが規制されます。

など29種類の商品を「特定商品」に指定しています。商品の量目（内容量）はどんなに注意してもある程度の誤差が生じてしまうため、これら特定商品に対しては、「量目公差」（許容される誤差）を超えて不足してはならないと定めています。商品の中入れ物（トレイ、ラップ等）と添え物（わさび、たれ等）を風袋といえます。商品の量目には風袋は含まれません。

介護する人に やさしい社会へ

外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください



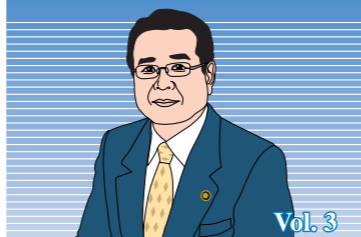
認知症の方の介護は、他の人から見ると分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれる場合があります。

静岡県では介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために介護マークを作成しています。

- こんなときに利用できます
- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

配布場所
健康増進課介護保険係
(市役所1階④窓口)
問合せ先
健康増進課介護保険係
☎22077

快国航路



前回、地域の特徴ある食を楽しむ旅行とそれを推進する観光まちづくりを「食旅」と定義しました。多くの観光客は、「普段では食べることのない豪華なものを食べたい」という欲求のほかに、「その土地特有の美味しものを食べたい」という欲求を同時に持ち合わせていると思います。

しかし、そのことを考えずに多くの旅館・ホテルは宿泊客に、夕食に食べきれないほど大量の料理を並べ、皿数を競ってきました。この競争によって料理はどこで食べても同じと言われるほど画一化が進み、地域性を失って、どこに行ってもあまり代わり映えのしない料理が並ぶ事態となりました。

これが観光衰退の一因となっていました。

食が観光まちづくりの手掛かりとなってきた現在、その発想と手法を変えていかなければなりません。食が観光資源足りえる要素は4つあります。地域固有性 ナンバーワンがあればベストですが、オンリーワンであっても、食材、調理方法、食事場所、食事方法などが差別化された固有のものが観光資源です。

地域住民の共感 地域の住民が好んで食べ、美味しいと共感していること、その食や食文化を誇りとしていることが大事です。

物語性 料理や食材、調理方法などに物語性が必要です。旅行者にとってより一層の満足度を高めるスパイスです。持続性 一過性で終わってしまうものではなく、消滅しないもの、継承できることが求められます。

これらの要素を全て満たすのは容易ではありませんが、食を観光資源として輝きを増している観光地はその要素と戦略を兼ね備えています。次回は下田の食の未来について考えてみたいと思います。 下田市長 楠山俊介